

労働安全診断の基本

労働安全・労働衛生コンサルタント 沼 野 雄 志

1. 労働安全診断の目的

「労働安全診断」の目的は、依頼事業場の経営、設備、作業、環境等の中に顕在または潜在する労働災害の原因を抽出し、改善の方針を示すことである。

法令の諸規定を満たしていることは最低限必要であるが、法令の規定を満たしていても危険要因があり、労災が発生することがある。コンサルタントには、法令面と純技術的面との両面からの診断指導が求められる。

2. 診断受託のきっかけ

コンサルタントが事業場から診断を受託するきっかけには次のようなものがある。

(1) 労働災害が発生し、再発防止対策を立てる必要に迫られた。

- ① 「安全管理特別指導事業場」の指定を受けた。
- ② 「特別安全診断事業（B 特安）」の対象に選ばれた。
- ③ 労働組合または安全委員会から改善の要求が出された。
- ④ 経営者が自動的に災害の再発防止の必要性を感じた。

(2) 労働災害は発生していないが、さらに安全水準を高めたい。

- ① 定期的な安全診断
- ② 随時の安全診断

3. 労働安全診断のステップ

診断をスムーズに進め、事後指導の受託に結びつけるためには、次のステップをふむとよい。

- ① 情報入手（事前調査を含む）
- ② 直接的不安全要因（不安全状態、不安全行動）の抽出（現場診断）
- ③ 間接的不安全要因（指導管理体制の不備、教育の不備等）の分析

- ④ 改善策の取りまとめと依頼者に対する説明
- ⑤ 報告書の作成と記録

4. 情報入手

事業場側から積極的に安全診断を依頼してきた場合には、多くの場合に依頼と同時に情報が提供されるが、提供されない場合には、事前にできるだけ情報を集めることが必要である。事前に情報が入手できない場合には、診断当日、現場診断に先立って、必要な情報を提供して貰う。書類が整備されていない場合には、聞き取りを行う。

① 過去に労働災害が発生している事業場ではその記録、管理体制がしっかりとしている事業場では不休災害も記録されていることが多い。記録が無い場合には、労働基準監督署に提出した労働者死傷病報告（第 23 号様式）の写し、または労災保険の給付請求書（第 5 号様式）の写し（資料 1、2、3 参照）

また、事業場によっては、「ひやりはっと事故」の記録を取っているところもある。

これらの記録から災害要因分析を行う。災害要因は直接原因だけでなく、間接原因（管理・監督・指導の不備）にさかのぼって分析し、対策を考え（資料 4、5、6 参照）、現場診断の方針を立てる。

ここで、間接原因までさかのぼって分析する理由は、現場診断の際にこのような管理・監督・指導の不備が残っていないかを調査するためで、これが改善されない限り事故の発生を根絶することが不可能だからである。

② 安全衛生管理体制（建設作業場、造船業の場合は、統括安全衛生管理体制も含む）についての情報、たとえば安全衛生管理規程、管理組織図、各級管理者・作業主任者等の選任状況一覧、就業制限業務に関する免許等の取得状況など。

③ OSHMS を確立している、またはこれから始めようとしている事業場の場合は、それに関する記録

④ 安全衛生委員会の設置されている事業場（労働者数 50 人以上の事業場、50 人未満の事業場でも委員会を持っている事業場もある）については、議事録（最近数ヶ月分）、委員会構成表（名簿）

⑤ 機械等生産設備の一覧、作業場のレイアウト図

⑥ プロセス・フロチャート

⑦ 作業手順書（マニュアル）

⑧ 危険物・有害物を使用している場合には、それらのリスト、MSDS

⑨ 年間安全衛生管理計画（設備改善計画、定期自主検査実施計画、教育計画、安全週間行事計画等）

⑩ 機械等の定期自主検査記録

5. 事業場での診断（現場診断）

現場診断は、工場、建設作業場、店舗などの作業現場に入って、自分の眼で問題点を見つけて、改善の手がかりを見いだすことである。

現場に入るに当たっては、まず、自らが正しい作業服装と、必要な場合には保護具の着用を実行し、安全服装の模範を示さなければならない。

また、現場でのリスクアセスメントのために、必要な測定機器を用いる測定等、危険・有害性の定量的な評価が必要になる場合もある。

また、安全担当者だけでなく、診断する現場の管理監督職にも立ち会って貰い、その場で指摘できることは指摘し、改善策の可能性についても意見を交換するべきである。

現場診断に当たっては、たとえば次のような箇所に重点を置くべきである。

- ① 機械工場では、動力プレス、マシニングセンターなど各種の工作機械、フォークリフト、クレーンなどの動力運搬機、
- ② 化学プラントでは、高温、高圧、異常反応による爆発火災、漏洩による中毒、薬傷の危険のある箇所、格槽類の周囲の足場、昇降用階段
- ③ 電気設備では、高圧の充電部分
- ④ 建築工事の現場では、墜落災害の発生しやすいところ
- ⑤ トンネル工事、明り掘削工事の現場では、落盤、土砂崩壊の危険のある箇所
- ⑥ 生鮮食品工場では、スライサー、カッター、自動包装機、値付け機、コンベアーなどの機械、包丁、はさみなどの刃物の取扱作業箇所、濡れて滑りやすい床
- ⑦ 店舗、倉庫では、動力運搬機、自動包装機、コンベアー、かご車による運搬作業箇所

5. 1 作業場に入る前に

(1) 情報の再確認

- ① 作業場に入る前に担当者に面接して、事前調査で入手した情報を再確認すること。
- ② 事前の情報入手が出来なかつた場合には、この段階で情報入手を行う。

(2) 管理体制について

- ① 事業場のトップマネジメントまたはできるだけ上級の管理者に面接して、事業場の安全管理に関する基本姿勢を聞く。許されるなら労働者の代表にも面接して、安全に関する労働者側の基本姿勢も聞く。
- ② 安全衛生管理がラインと一体化しているか（職制の安全管理責任と権限が明確にされているか、安全スタッフ部門任せになつてないか）確認する。

③ 安全管理者に必要な権限が与えられているか、安全管理者は（特に兼任の場合）職務を実行しているか。

④ 安全管理スタッフとラインの職制との連携が取れているか。

⑤ 第一線の管理監督者が、安全に関して指揮、管理、監督の責任を果たしているか。

⑥ 建設業、造船業の場合には、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、安全衛生責任者が選任されているか。

⑦ 協議組織は有効に機能しているか。

⑧ 混在作業者間の連絡、調整、合図、標識は統一され、作業者に周知されているか。

(3) 安全衛生委員会について

- ① 委員会のメンバー構成は適切か。労働者側の委員の出席状況は。
- ② 労働者側委員からも意見が出されているか。会社側からの一方的な報告だけで終わっていないか。
- ③ 委員会の審議事項は、経営トップにきちんと伝わり、その後の会社の経営に反映されていふか。
- ④ 議事録の要点は、全社員に伝えられているか。

(4) 安全衛生教育について

- ① 安全衛生教育は、計画的に行われているか。
- ② 新規入職者、配置転換者に対する安全教育が行われているか。
- ③ 作業現場では、安全作業手順書に基づくOJTが行われているか。
- ④ その後も定期的に安全教育が行われているか。
- ⑤ 管理監督職に対する安全教育が行われているか。適切作業指示の方法が教育されているか。
- ⑥ 作業主任者等資格を要する職務に就く者が計画的に養成されているか。

5. 2 作業場に入って

(1) 機械等作業設備の安全について

- ① 作業場の診断は、できるだけプロセスや作業の流れに従って行う。
- ② メインのラインだけでなく、枝のラインについてもよく見ること。
- ③ 過去に労災の発生した箇所については、再発防止策がとられているか。
- ④ 各々の機械設備について、危険箇所の安全対策は十分か。本質安全化が図られているか。化学設備では、内容物の危険性（温度、圧力、反応性等）に応じた安全策がとられているか。デジタル制御系では、ノイズによる誤動作防止措置が講じられているか。
- ⑤ 人間工学的にみて、無理な姿勢での作業が行われないか。

- ⑥ 操作盤、スイッチ類は、人間工学的にみて、錯覚、誤認等のミスを誘発する危険はないか。
- ⑦ 機械の配置に、近道反応、手抜きなどの不安全行動を誘発する危険はないか。
- ⑧ 安全装置（非常停止装置を含む）は、有効確実に動作するか。

(2) 機械等の安全点検・定期自主検査について

- ① 定期自主検査は計画的に行われているか。
- ② 安全装置（非常停止装置を含む）の始業時点検は行われているか、記録簿が機械のそばの見やすい個所に表示されているか。
- ③ 始業時点検等の手順が明確に示されているか。内容は適切か。

(3) 作業手順書と作業者の不安全行動について

- ① 機械化や自動化の可能性はないか
- ② 作業手順はきめられているか、文書化されているか、不備な点はないか。
- ③ 作業手順の要点が作業場所に掲示されているか。
- ④ 作業手順書を守らせる教育は十行行われているか。教育の効果を確認しているか。
- ⑤ 作業手順を定期的に見直しているか。
- ⑥ 全ての作業者が定められた手順を守っているか。
- ⑦ 危険作業のポイントで、指差呼称確認が行われているか。
- ⑧ 作業手順を守らない作業者に対する指導監督は厳重に行われているか。
- ⑨ 不安全行動を見つけた場合に、何故そのような行動をしたか（間接原因）が追求され、指導、監督面での対策が行われなければならない。
- ⑩ 労災事故や作業ミスの95%は、作業者の不安全行動が関係しているといわれるが、診断で見つけるためには、一人の作業者について少なくとも5分間以上の張り付いて作業を観察することが必要である。

(4) 安全衛生活動について

- ① 始業時ミーティングでの安全作業指示は、適確に行われているか。
- ② 危険予知活動は、活発に行われているか。
- ③ 「ひやりはっと」摘出活動は、行われているか。
- ④ 「ひやりはっと」摘出活動の成果は、全職場に水平展開されているか。
- ⑤ 安全ポスター等が掲示されているか。
- ⑥ 安全週間行事には、全員が参加しているか。

(5) 作業場の環境について

- ① 作業区域と安全通路の区画がされているか。

- ② 通路の広さは十分か。
- ③ 通路に段差や滑りやすいところがないか。
- ④ 整理整頓はよく行われているか。安全通路に物が置き放しになっていないか。
- ⑤ 作業に必要な照度が保たれているか。
- ⑥ 騒音レベルは高すぎないか。
- ⑦ 通風換気は十分か。

6. 診断結果の説明

- ① 現場での診断終了後、必要なら別室で結果を整理した後、事業場のトップ、安全衛生担当スタッフ、診断した作業場の責任者、安全衛生委員会メンバー、労働者代表に集まって貰って、診断で摘出した問題点を示し、対策について指導する。
- ② ただし、結果を持ち帰ってさらに検討しなければ結論を出せない事項についてはその旨伝え、報告書完成後速やかに説明する。
- ③ 指摘事項以外に事業場側で問題と感じていることがないか確認し、あれば、改めて追加する。
- ④ 安全診断の依頼であっても、労働衛生上の問題が見つかればそれも含めて指導する。
- ⑤ 自分の専門外で、確信の持てないことは、言つてはならない。

7. 報告書の作成と記録

診断報告書の作成にあたっては、次の各点に留意するべきである。

- ① 表現は、簡潔、明瞭に。
- ② 内容は具体的に。
- ③ 文章だけでは説明しにくい事項は、図を入れる。
- ④ 特に、過去に労災の発生している事業場の場合には、事故の直接原因、間接原因と結びつけた診断書の作成が求められる。
- ⑤ よくやっていると思われる事項については、報告書の最後の部分で、評価と全事業場への水平展開を期待する言葉を述べる。それによって事業場側の自信と改善意欲を高めることができる。
- ⑥ 診断終了後の質問、指導依頼に即応できるように、パソコンで報告書を作成した場合には、記憶媒体に事業場ごとのフォルダーを作つて保存する。写真等もできるだけスキャナで取り込んでファイルとして保存する。図面等パソコンで保存しにくい物は、事業場別のファイルに綴じて保存する。

[本会 副会長]

様式第23号(第97条関係)

届考 一二三	労働保険番号	労働者死傷病報告					発生日時 年 月 日 (月曜日) / 分	※ 死 亡 永久会部 永久一部 その他の	
※「災害発生状況」欄に記入した場合は、当該欄についての説明を記入すること。 ※「原因」欄に記入しない場合は、当該欄についての説明を記入しない場合に記載して添付すること。		事業の種類	事業場の名称 (事業にあつては工事を併記のこと。)	事業場の所在地	電話	労働者数			
※「災害発生状況」欄に記入した場合は、当該欄についての説明を記入すること。 ※「原因」欄に記入しない場合は、当該欄についての説明を記入しない場合に記載して添付すること。		被災労働者の氏名	性別 生年月日	年令 職種	経験年数	被災内下記事業の場合は現事業場の名称 被災業者の場合は元万事業場の名称			
		馬 一	男 前43年12月8日生	21才 機械工	2年2ヶ月	鉄工株式会社	78		
		傷病名	傷病の部位	休業見込日数又は死亡日時	被災の場所				
		左足根骨 オス右側骨筋		約 1ヶ月 休業見込	都道府県市町				
		災害発生状況及び原因		①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物又は環境に ④どのような不安全な又は有 害な状態があると ⑤どのようにして災害が発生したかを 詳細に記入すること。					
		試作機械工場(H-25) 横型マニニングセンターの室 に入って後取り手に手自動にて刃拘束板のさしテーブル が活動中にスライドバーの上に左足をさせた際にスライド バーと左側のバーの間に引かり左足先をはさま れ左足根骨 オス右側骨筋		略図(被災状況を図示すること。)					
				<p>略図 (被災状況を図示すること。)</p>					
		報告書作成者職氏名		本社総務部					
		年 月 日		事業者 職氏名					
		労働基準監督署長 殿		鉄工株式会社 取扱役社員					

資料 1

様式第23号(第97条関係)

届考 一二三	労働保険番号	労働者死傷病報告					発生日時 年 月 日 (月曜日) / 分	※ 死 亡 永久会部 永久一部 その他の	
※「災害発生状況」欄に記入した場合は、当該欄についての説明を記入すること。 ※「原因」欄に記入しない場合は、当該欄についての説明を記入しない場合に記載して添付すること。		事業の種類	事業場の名称 (事業にあつては工事を併記のこと。)	事業場の所在地	電話	労働者数			
		金型製作製造業 (株)	鉄工所			45名			
		被災労働者の氏名	性別 生年月日	年令 職種	経験年数	被災内下記事業の場合は現事業場の名称 被災業者の場合は元万事業場の名称			
		北 治	男 前42年2月19日生	55才 仕上工 从3年					
		傷病名	傷病の部位	休業見込日数又は死亡日時	被災の場所				
		右足踵骨骨折 右手親指脱臼	右足踵骨骨折 右手親指脱臼	休業約3週間	都道府県 (区) (町) (町)				
		災害発生状況及び原因		①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物又は環境に ④どのような不安全な又は有 害な状態があると ⑤どのようにして災害が発生したかを 詳細に記入すること。					
		工場仕上棟内で作業場改善のため壁紙ペーパーを 塗装中 約2.5mの高さ木製ハシゴを掛けて 作業中 ハシゴの根元が滑って倒れ去る 約2.5mの高さより転落して受傷した		略図(被災状況を図示すること。)					
				<p>略図(被災状況を図示すること。)</p>					
		報告書作成者職氏名		総務課 荒川謹一					
		年 月 日		事業者 職氏名					
		労働基準監督署長 殿		鉄工所会社 代表取締役					

資料 2

災害要因分析シート

© 1994 沼野労働安全衛生コンサルタント事務所

I 災害	II 事故	III 起因物件	IV 直接原因	V 間接原因	VI 対策
■ 人身事故	■ 人身の動きによる事故	機械的エネルギーによる事故	物理的原因(不完全状態)	■ 作業環境的要因	■ 作業環境的要因
頭、顎、目、鼻、口、耳、肩、頸、腕、脚、足、手、手指、足指、体幹、内臓、皮膚、粘膜、全身	(1) 細 差 (2) 墓葬、転落 (3) 衝 突 (4) は き ま れ (5) 若き込まれ (6) 切れ (7) こ す れ その他()	(1) 原動機 (2) 駆動伝達装置 (3) 製造機械 (4) 工作機械 (5) 圧縮機 (6) 握重機 (7) 運搬機械 (8) 建設機械 (9) 施設ロボット	(1) 作業環境の不備 レイアウトの不良 機械の間隔が狭い 見通しが悪い 整理整頓の不良 風景不十分 換気不良、暑熱 騒音レベルが高い (2) 通路の外陥 狹すぎる 滑りやすい 段差、突起物、放置物 見通しが利かない 足場の材質、構造の不良 (3) 防護設備の欠陥 防護設備がない 防護設備の構造的欠陥 防護設備の機能的欠陥 施設不完 機の保管体制の不備 (4) 警戒設備の欠陥 危険区域の設定不適当 危険の表示なし 危険の表示不明確 (5) 作業工程、作業方法の危険 その他の()	(1) 設備等の設計不良 (2) 製造材料の不適当 (3) 点検保全の不十分 (4) 不安全行動を誘う技術的欠陥 (5) 作業手順の検討不十分 (6) 安全作業手順の未確立 (7) 安全対策の未実行	(1) 設備等の設計変更 (2) 作業環境の改善 (3) 作業工程の見直し (4) 点検保全制度の確立 (5) 安全作業手順の確立
■ 作業の遅延	骨折、脱臼、捻挫、挫傷、筋肉痛、筋肉炎、切り傷、刺し傷、火傷、凍傷、中暑、窒息、歎欠	電気的エネルギーによる事故	物理的原因(不完全状態)	■ 安全教育的要因	■ 安全教育的要因
骨折、脱臼、捻挫、挫傷、筋肉痛、筋肉炎、切り傷、刺し傷、火傷、凍傷、中暑、窒息、歎欠	(1) 異物の飛込み (2) 突 突 (3) 物体の落下 (4) 物体の倒壊 (5) 交通事故 (6) 技能障害 その他()	(1) 電 気 機 器 (2) 電 气 配 線 (3) 電 气 気	(1) 安全知識の欠陥 段差、突起物、放置物 見通しが利かない 足場の材質、構造の不良 (2) 電気ガス 液化ガス (3) 高温物体 溶融金属、水蒸気 熱感性物、火炎 (4) 危険物 一般可燃物 引火性液体 可燃性ガス 発火性物質 爆 炸 物 (5) 作業工程、作業方法の危険 その他の()	(1) 安全教育の実施 (2) 安全教育の徹底 (3) 安全教育不十分 (4) 安全規程の誤解 (5) 安全規程の誤認 (6) 経験不足、技能未熟 (7) 不安全な作業習慣	(1) 安全教育の実施 (2) 安全教育の徹底 (3) 作業方法の訓練
■ 作業の遅延	(1) 死 亡 (2) 永久労働不能(障害等級1~3級) (3) 永久後遺障害(障害等級4~14級) (4) 休業4日以上 (5) 休業4日未満 (6) 不 休 業	機械的エネルギーによる事故	物理的原因(不完全状態)	■ 作業環境的要因	■ 作業環境的要因
■ 作業の遅延	(7) 物的損害のみ (8) 無災害事故(ひやり、はっと)	(1) 電 气 機 器 (2) 電 气 配 線 (3) 電 气 気 (4) 電 气 電 磁 (5) 電 气 電 磁	(1) 作業手順を知らない 運転中の機械の手入れ (4) 安全装置の除外し、機能停止 (5) 不適当な器具、工具の使用 (6) 器具、工具の不使用(手の使用) (7) 保護具の不使用 (8) 保護具の使用方法の誤り (9) 不適当な保護具の使用 (10) 整理整頓の不良 (11) 突起物、放置物 (12) 作業手順の不備 (13) 洗浄機 (14) 包丁・カッター等 (15) 原料・製品 (16) 呼吸・換気装置 (17) 電音機械等	(1) 反抗的な態度 (2) 精神的不安定 (3) 知覚的欠陥(反応遲鈍) (4) 性格的欠陥(頑固、偏執) (5) モラールの低下	(1) 人間関係の向上 (2) 正直な精神の保持 (3) 信 賴 必 要 (4) 配 置 転 換 (5) モラールの向上
■ 作業の遅延	(1) 死 亡 (2) 永久労働不能(障害等級1~3級) (3) 永久後遺障害(障害等級4~14級) (4) 休業4日以上 (5) 休業4日未満 (6) 不 休 業	機械的エネルギーによる事故	物理的原因(不完全状態)	■ 安全衛生管理的要因	■ 安全衛生管理的要因
■ 作業の遅延	(7) 物的損害のみ (8) 無災害事故(ひやり、はっと)	(1) アーク (2) X線発生装置 (3) 放射性物質 (4) 電音機械等	(1) 最高責任者の責任感欠如 (2) 中間管理者の責任感欠如 (3) 第一級監督者の責任感欠如 (4) 安全衛生管理体制の欠陥 (5) 安全衛生管理規程の不備 (6) 作業手順書の不備 (7) 点検制度の欠陥 (8) 対策実施遅延の放置 (9) 人事管理、適正配置の欠陥 (10) 工期、工程の無理・不備	(1) 企業の社会的責任の認識 (2) 管理監督者の責任自覚 (3) 管理監督者の指導力向上 (4) 安全衛生管理体制の改善 (5) 安全衛生管理規程の改善 (6) 作業手順書の成文化・改善 (7) 点検制度の改善 (8) 信 賴 必 要 (9) 人事管理の改善、適正配置 (10) 工程管理の改善	(1) 企業の社会的責任の認識 (2) 管理監督者の責任自覚 (3) 管理監督者の指導力向上 (4) 安全衛生管理体制の改善 (5) 安全衛生管理規程の改善 (6) 作業手順書の成文化・改善 (7) 点検制度の改善 (8) 信 賴 必 要 (9) 人事管理の改善、適正配置 (10) 工程管理の改善

災害要因分析シート (食品製造加工業用)

© 1994 沼野労働安全衛生コンサルタント事務所

I 災害	II 事故	III 起因物件	IV 直接原因	V 間接原因	VI 対策
■ 人身事故	■ 人身の動きによる事故	機械的エネルギーによる事故	物理的原因(不完全状態)	■ 作業環境的要因	■ 作業環境的要因
頭、顎、目、鼻、口、耳、肩、頸、腕、脚、足、手、手指、足指、体幹、内臓、皮膚、粘膜、全身	(1) 細 差 (2) 墓葬、転落 (3) 衝 突 (4) は き ま れ (5) 若き込まれ (6) 切れ (7) こ す れ その他()	(1) 原動機 (2) 駆動伝達装置 (3) 包装機・搬送機 (4) 二枚おろし機 (5) 切り身・骨 (6) 塗装機 (7) 冷蔵庫(室)等 (8) コンベア (9) フィルタートルボ等 (10) スタッカッターレーン	(1) 作業環境の不備 レイアウトの不良 機械の間隔が狭い 見通しが悪い 整理整頓の不良 風景不十分 換気不良、暑熱 騒音レベルが高い (2) 通路の外陥 狹すぎる 滑りやすい 段差、突起物、放置物 見通しが利かない 足場の材質、構造の不良 (3) 防護設備の欠陥 防護設備がない 防護設備の構造的欠陥 防護設備の機能的欠陥 施設不完 機の保管体制の不備 (4) 警戒設備の欠陥 危険区域の設定不適当 危険の表示なし 危険の表示不明確 (5) 作業工程、作業方法の危険 重すぎる荷(原料・製品)	(1) 設備等の設計不良 (2) 製造材料の不適当 (3) 点検保全の不十分 (4) 不安全行動を誘う技術的欠陥 (5) 作業手順の検討不十分 (6) 安全作業手順の未確立 (7) 安全対策の未実行	(1) 設備等の設計変更 (2) 作業環境の改善 (3) 作業工程の見直し (4) 点検保全制度の確立 (5) 安全作業手順の確立
■ 作業の遅延	骨折、脱臼、捻挫、挫傷、筋肉痛、筋肉炎、切り傷、刺し傷、火傷、凍傷、中暑、窒息、歎欠	電気的エネルギーによる事故	物理的原因(不完全状態)	■ 安全教育的要因	■ 安全教育的要因
■ 作業の遅延	(1) 死 亡 (2) 永久労働不能(障害等級1~3級) (3) 永久後遺障害(障害等級4~14級) (4) 休業4日以上 (5) 休業4日未満 (6) 不 休 業	(1) 電 气 機 器 (2) 電 气 配 線 (3) 電 气 気 (4) 電 气 電 磁 (5) 電 气 電 磁	(1) 作業手順を知らない 運転中の機械の手入れ (4) 安全装置の除外し、機能停止 (5) 不適当な器具、工具の使用 (6) 器具、工具の不使用(手の使用) (7) 保護具の不使用 (8) 保護具の使用方法の誤り (9) 不適当な保護具の使用 (10) 整理整頓の不良 (11) 突起物、放置物 (12) 作業手順の不備 (13) 洗浄機 (14) 包丁・カッター等 (15) 原料・製品 (16) 呼吸・換気装置 (17) 電音機械等	(1) 反抗的な態度 (2) 精神的不安定 (3) 知覚的欠陥(反応遅鈍) (4) 性格的欠陥(頑固、偏執) (5) モラールの低下	(1) 人間関係の向上 (2) 正直な精神の保持 (3) 信 賴 必 要 (4) 配 置 転 換 (5) モラールの向上
■ 作業の遅延	(7) 物的損害のみ (8) 無災害事故(ひやり、はっと)	(1) アーク (2) X線発生装置 (3) 放射性物質 (4) 電音機械等	(1) 最高責任者の責任感欠如 (2) 中間管理者の責任感欠如 (3) 第一級監督者の責任感欠如 (4) 安全衛生管理体制の欠陥 (5) 安全衛生管理規程の不備 (6) 作業手順書の不備 (7) 点検制度の欠陥 (8) 対策実施遅延の放置 (9) 人事管理、適正配置の欠陥 (10) 工期、工程の無理・不備	(1) 企業の社会的責任の認識 (2) 管理監督者の責任自覚 (3) 管理監督者の指導力向上 (4) 安全衛生管理体制の改善 (5) 安全衛生管理規程の改善 (6) 作業手順書の成文化・改善 (7) 点検制度の改善 (8) 信 賴 必 要 (9) 人事管理の改善、適正配置 (10) 工程管理の改善	(1) 企業の社会的責任の認識 (2) 管理監督者の責任自覚 (3) 管理監督者の指導力向上 (4) 安全衛生管理体制の改善 (5) 安全衛生管理規程の改善 (6) 作業手順書の成文化・改善 (7) 点検制度の改善 (8) 信 賴 必 要 (9) 人事管理の改善、適正配置 (10) 工程管理の改善